

博士学位請求論文 審査報告書

報告番号 甲 乙 第 号

氏 名 田村京子

論文題名 生体臓器移植の倫理

論文審査担当者

主 査 慶應義塾大学文学部教授・同大学院文学研究科委員 奈良雅俊

副 査 昭和大学理事 小川良雄

昭和大学医学部長

昭和大学医学部泌尿器科学講座教授

副 査 慶應義塾大学名誉教授 樽井正義

国際医療福祉大学成田看護学部教授

学識確認 慶應義塾大学文学部教授・同大学院文学研究科委員 奈良雅俊

論文要旨

田村京子君の博士学位請求論文「生体臓器移植の倫理」は、健常な身体に危害を加える生体臓器移植がいかなる要件の下で許容されるのかという倫理的問題を、現象学的身体論と他者論の知見を交えながら、身体と臓器移植、臓器売買の是非、無危害原則とドナー（臓器提供者）とレシピエント（移植希望者）の利益・不利益の比較衡量、ドナーの自由意思による決定、という観点から考察した研究である。

本論文の構成は以下の通りである。

序章

第1節 小論の目的

第2節 先行研究と小論の進め方

(1) 生体臓器移植の取り上げられ方

(2) 先行研究

A. 倫理的要件の提示

B. 法学研究

C. 自由意思に関する研究

- D. 臓器売買や報奨制度に関する研究
 - E. 医学医療と身体に関する研究
 - F. ドナーやレシピエント等に関する調査研究
- (3) 残された問題及びテーマと方法と概要

第1章 生体臓器移植の現状と指針

第1節 臓器移植の歴史と実施件数

- (1) 臓器移植の歴史
- (2) 生体臓器移植の適応と件数

第2節 死体からの臓器提供と生体からの臓器提供

- (1) 死体に関する法的規定
- (2) 死体臓器の移植に関する法と理念
- (3) 生体からの臓器提供の特徴と種類

第3節 生体臓器移植に関する法的論点と倫理指針

- (1) 法的論点
- (2) 「臓器の移植に関する法律の運用に関する指針」
- (3) 「日本移植学会倫理指針」

第2章 身体と臓器移植

第1節 人体と医師の倫理

- (1) 医学の「人体」把握の特徴と癒しの術としての医学
- (2) 医師の思考
- (3) 医師の倫理観の変化

第2節 身体の倫理性

- (1) 自律的人間観と身体
- (2) 身体主体と共応主体

第3節 身体と臓器提供

- (1) 倫理の発生と尊厳感覚
- (2) 生体臓器提供の倫理的位置づけ

第3章 臓器売買

第1節 臓器売買の現状と〈公的臓器市場〉制度案

- (1) 世界規模の臓器売買
- (2) 臓器売買の非倫理性
- (3) 〈公的臓器市場〉制度案

第2節 〈公的臓器市場〉の根拠

- (1) 根拠①：自由意思の尊重
- (2) 根拠②：臓器は売買の対象であるとする説

第3節 <公的臓器市場>反対論

- (1) 搾取に対する批判
- (2) 臓器を売買の対象とする説に対する批判

第4章 無危害原則と比較衡量

第1節 無危害原則と臓器移植医療

- (1) 生体臓器移植とデッドドナールール
- (2) 脳死問題
- (3) 脳死・心停止下臓器移植と生体臓器移植

第2節 ドナーの利益・不利益とレシピエントの利益・不利益の比較衡量

- (1) ドナーの不利益・利益
- (2) レシピエントの利益・不利益
- (3) 比較衡量の方法と内容

第5章 自由意思による決定

第1節 自由意思への圧力

- (1) ドナー候補者の状況
 - (2) 圧力と自発性
- 付論 よきサマリア人ドナー

第2節 ドナーの自己決定

- (1) ドナーの動機及び心理
- (2) ドナーの決定の特徴

第3節 自己決定の尊重

- (1) 自己決定の尊重原則
- (2) ドナー候補者の自己決定の尊重

第6章 結論と若干の提案

第1節 これまでの論点整理と結論

第2節 生体臓器移植医療の制度的提言

- (1) 生体臓器移植医療の法制化
- (2) ドナー・アドボケート
- (3) 長期的追跡調査研究とその評価

参照文献

論文の概要

序章では、本論文の主題と目的が提示される。脳死下もしくは心停止後に提供された臓器による移植を本来の姿とする移植医療において、生体からの臓器移植は、健康なドナーに侵襲を及ぼすことから、「やむを得ない場合に例外として実施されるもの」とされている。しかし、わが国では生体臓器移植が脳死移植・心停止後移植よりも多く実施されており、規制が求められている。このような背景から、生体臓器移植はどのような要件によって許容されるのかという生命倫理上の問題が提起される。生体臓器移植に関する国内外の先行研究を網羅的に探索した結果、先行研究は6項目に大別することができたが、いずれの研究成果においても、生体臓器移植がドナーに危害を与える行為であるという点は十分に扱われておらず、残されたこの課題を解明することが、本論文の目的であることが示される。

第1章「生体臓器移植の現状と指針」では、臓器移植の歴史を概観し、腎臓移植と肝臓移植について医学的適応や移植件数等の現状が示され（第1節）、生体からの臓器提供の特徴が死体からの臓器提供との対比において明らかにされる（第2節）。生体臓器移植に関する法的な論点が述べられ、生体臓器移植の基本的な考え方を提示している二つの指針の内容が考察される（第3節）。これらの考察から、生体臓器移植の倫理的要件は、「臓器売買の禁止」、「レシピエントの利益がドナーの不利益を上回ること」、「ドナーの自由意思の保障」の三点に集約されることが示される。

第2章「身体と臓器移植」では、「ドナーの自由意思の保障」という要件を論じるための予備的考察として、自己意識や他者関係の発生において身体が果たす役割が論じられる。まず、自然科学としての医学が人体をどのように把握してきたか、医師たちの倫理観が1990年代を境に患者の自己決定権の尊重へと変化したことが述べられる（第1節）。次に、医学的「人体」観や「自律的人間」像は私たちが「身体主体」であることを重視していないこと、私たちは身体をもって生活するなかで自己意識をもち他者の呼びかけに応ずる「共応主体」として形成されること、身体主体・共応主体であることが家族への思いやりと相互関係の基盤にあることが示される（第2節）。そして、このような身体の倫理性から「尊厳」概念を解釈したうえで、生体臓器提供が義務ではないことが示される（第3節）。

第3章「臓器売買」では、「ドナーの自由意思の尊重」を制約する要件として、「臓器売買の禁止」が論じられる。非合法下で行われている非人道的な臓器売買の現状が概観された後、非人道性を排除し提供臓器を増やすことを目的とした〈公的臓器市場〉制度案が紹介される（第1節）。次に、この制度案が、臓器を売ろうとする個人の意思は尊重されるべきだという考え方と、臓器は個人の所有物とみなすべきだという考え方に基づくものであることが示される（第2節）。しかし、たとえ臓器提供（売買）の意思が尊重されるような制度ができたとしても、社会的弱者の人権を侵害することは避けられず、また臓器を売買の対象とみなすことに抵抗感が強いこと、身体の尊厳という倫理原則からも〈公的臓器市場〉制度案を容認できないことが示される（第3節）。

第4章「無危害原則と比較衡量」では、ドナーの自由意思を制約するもう一つの要件として「比較衡量」が論じられる。生体臓器移植の問題点は、健康な身体から臓器を摘出する行為が医療倫理の原則である「無危害原則」に違反しているという点にある。そこで、医療における無危害原則と臓器移植の関係が論じられる（第1節）。次に、生体臓器移植を「やむをえない場合」の医療として認めるための基準や条件が考察される。ドナーの利益・不利益とレシピエントの利益・不利益の比較衡量が必要であること、ドナーへの危害を最小限にとどめるためには、ドナーが提供後もこれまでどおりの生活を営むことができるなどの医学的な条件が付けられるべきであるという見解が提示される（第2節）。

第5章「自由意思による決定」では、身体の倫理性の考察（第2章）と自由意思の制約に関する考察（第3章および第4章）を受けて、ドナーの自由意思による決定が自発性と動機観の観点から詳しく論じられる。まず、ドナーとレシピエントが親密な関係にあるがゆえに、ドナー候補者には提供への有形無形の圧力がかかることが示される（第1節）。次に、これまでの調査や報告の中で示されたドナーの動機や葛藤を概観し、その特徴が「認知的プロセスというより感情的プロセス」であることが指摘される（第2節）。そして、生命倫理の原則である「自己決定の尊重」という観点からすれば、ドナーが自分の決定に納得できること、そのためにはドナーは家族から個として尊重される環境にあることが必要であると論じている（第3節）。

第6章「結論と若干の提案」では、これまでの考察をふりかえり、本論文の要旨、独自性と限界に触れている。要旨は、ドナーへの危害を伴う生体臓器移植は例外的な医療であり、それを許容するための要件は、ドナーの自由意思の尊重、臓器売買の禁止、比較衡量の三点であるというものである。独自性は、個人の自己意識や他者関係の発生のある身体体験に遡って生体臓器提供を位置づけたこと、親密な家族関係にあるドナーが身体主体・共応主体として感情的・共応的次元で自己決定することを倫理的観点から論じたことにある。限界は、レシピエント側の医療提供の問題や自由意思の問題などを取り上げることができなかつたことである（第1節）。最後に、本論文では、生体臓器移植医療をより公正なやり方で進めるために必要と思われる制度的提言を行っている。ドナーの保護のためには、（1）生体臓器移植医療の法制化、（2）ドナー・アドボケート、（3）長期的追跡調査研究とその評価が必要であるとまとめている（第2節）。

審査要旨

脳死下あるいは心停止下で提供された臓器による移植を本来の姿とする移植医療において、生体からの臓器移植は、健康なドナーに侵襲を及ぼすことから、「やむを得ない場合に例外として実施されるもの」とされている。しかし、わが国では生体臓器移植が脳死後や心停止後の移植よりも数多く実施されている。このような背景から、ドナーに危害を与える生体臓器移植はどのような要件によって正当化されるのかという生命倫理上の問題が提起される。この問題を解明するにあたり、田村君は功利主義や義務論の理論を適用したり、思考

実験を駆使して問題の所在を明らかにしたりするといった方法ではなく、生体臓器移植の現場で実際に起きている倫理的問題とそれが生じている状況を哲学的に分析するという方法を採用している。

本論文の第一の特徴は、自己意識や他者関係の発生の中である身体体験に遡って生体臓器提供を位置づけ、ドナーの自由意思による決定の内実を詳細に分析していることである（第5章）。ドナーの自由意思を考察対象とする必然的な理由は、ドナーに危害を与える行為を正当化するためには、本人がそれに同意していることが必須だからである。田村君によれば、ドナーの自己決定は有形無形の圧力と強制が働く中での感情的な応答であり、共感と受容に支えられた依存的共応関係の中で、ともに暮らす者の苦痛を知り、苦痛の軽減や苦痛からの解放を希求するという思いから臓器提供に至るのだという。このような分析は、生命倫理学でこれまで自明とされてきた「自律的な主体が十分な情報提供と理解にもとづき自発的に同意する」というイメージを打破し、親密な家族関係の中で、助けたいという思いと自身に危害が及ぶ恐怖の間で葛藤するドナーの実像を描き出すことに成功している。

このような成功を可能にしたのは、現象学的身体論と他者論にもとづく身体についての考察である（第2章）。自己の意識と他者の認識は身体を介して行われ、身体をめぐるケアを通じて他者との関係性の基礎がつくられる。ひとは自己の身体を生きる「身体主体」であるとともに、特定の他者との共応関係のなかで倫理的対応を求められる「共応主体」でもある。このような観点から眺めるならば、生体臓器提供とは、応答を求めている者に対して「己の生の身体の一部をもって親密な他者への配慮を実践すること」と解釈される。このように、医学的な「人体」観とは異なる身体の見方を提示することによって、ドナーの自由意思についての分析はより説得力のあるものとなっている。

本論文は、ドナーの自由意思による決定が保証されるためには、制約条件が必要だという立場を打ち出している。このような制約条件の一つは「臓器売買の禁止」である。田村君は、臓器売買の禁止の根拠を説明するために、〈公的臓器市場〉制度案を批判的に検討している（第3章）。〈公的臓器市場〉制度とは、現状の非人道的な臓器売買ではなく、提供臓器を増やすことを目的として創設される公的な臓器売買の制度である。たとえ〈公的臓器市場〉のような形であっても臓器売買は認められない根拠として、社会的弱者の人権の保護、臓器をモノとして売買の対象とみなすことへの抵抗感、身体の尊厳という倫理原則をあげている。このような根拠を示すことによって、本論文は「新自由主義」や臓器を所有物と見なす考え方に対して一定の歯止めをかけることに成功している。

自由意思を制約するもう一つの条件は「比較衡量」である。健常なドナーへの危害を伴う生体臓器移植は、医療の根本原則である「無危害原則」に違反している。したがって、生体臓器移植を「やむをえない場合」の医療として認めるためには、その基準や条件を明らかにする必要がある。本論文は、医学分野における国内外の先行研究を参照しながら、ドナーとレシピエントの利益・不利益について考察し、これらの比較衡量について論じている（第4章）。田村君は、ドナーの被る不利益とドナーが得る精神的利益の総計がレシピエントの利

益と不利益の総計を上回ることを原則とすべきであり、ドナーへの危害を最小限にとどめるためには、ドナーが提供後もこれまでどおりの生活を営むことができるなど、臓器提供を認める条件を医学的に規定すべきだと主張している。ドナーの利益・不利益とレシピエントの利益・不利益をどのように考えるかの基準が明確に定まっていない現状において、田村君が独自の見解を提示していることは注目に値する。

本論文の第二の特徴は、生体臓器移植についての分析・考察にとどまらず、生体臓器移植をより公正なやり方で進めるために必要と思われる制度的提言を行っていることである（第6章、第2節）。本論文は、ドナーの自由意思の尊重という倫理原則にもとづいているため、ドナーの保護という観点から、（1）生体臓器移植の法制化、（2）ドナー・アドボケート、（3）長期的追跡調査研究とその評価が必要である、との提言を行っている。これらの中でも特に注目すべきは、（2）ドナー・アドボケートであろう。これは生体ドナーの権利擁護と意思決定の支援の役割を担う、ドナーに特化したコーディネーターのことである。田村君は、アメリカですでに導入されている「ドナー・アドボケート」（independent living donor advocate; ILDA）のプログラムについて紹介し、日本においても同じようなシステムを作ってはどうかと提案し、取り組むべき課題について詳しく論じている。アメリカのドナー・アドボケートについてのこのような詳しい解説はこれまでほとんどなされておらず、有益な情報提供となっている。

このように、本論文は、生体臓器移植という特殊な領域で質の高い研究成果を上げたことは疑い得ないが、問題点もないわけではない。第一に、身体主体と共応主体について哲学的・倫理的にもう少し突っ込んだ議論が必要ではなかったか。また、医学的な観点と身体主体の観点との間をどのように調整してゆくのか、という重要な問題が十分に検討されているとは言えない。

第二に、身体主体や共応主体として人間をとらえる見方を、臨床医たちはどのように受け止めるだろうか。第2章で行われた考察は抽象的であり、臨床医たちにとっては、やや難解であるという印象を否めない。本論文が、実際に移植医療の現場に立つ医療従事者に向けて書かれていることを考え合わせると、現象学的身体論と医学を結びつけるために、もっと丁寧で分かりやすい説明が必要であったと思われる。

第三に、政策提言の中の「ドナー・アドボケート」に関して、アメリカのシステムの紹介にとどまらず、本論文の考察からどのようなアドボケートのあり方や役割が導かれるのかを述べる必要があった。ドナーの側に立って考えてくれる人が実際には存在していないこと、家族の思いが表に出てこないことなどの現状にも触れる必要があっただろう。また、第三者機関の実現可能性とコスト、運営方法についての医療経済学的な視点からの考察も望まれる。

第四に、本人も自覚しているように、いくつかの重要な問題が今後の課題として残されている。特にレシピエントの側の苦悩や意思についてはほとんど触れられておらず、ドナーとレシピエント双方の意思が家庭内でどのように尊重されるかという点について考察してい

ない点は惜しまれる。レシピエント自身も、ドナーと同じく身体主体・共応主体であり、親密な家族関係の中で逡巡し葛藤していることは容易に予想されるからである。

しかしながら、本論文にはこれらの限界があるとはいえ、生体臓器移植に関しては前例のない包括的な研究であり、生体臓器移植に関する国内外の膨大な先行研究のほとんどすべてを丹念に読み解き、医学分野でこれまで当たり前と考えられてきたことにあえて疑いのまなざしを向け、現実にはどんな問題が起きているかを地道に解明したことは、大きな意義のある研究であると言える。臓器移植の倫理という研究分野に新たな知見を付け加えたことは明らかである。自己意識や他者関係の発生の起源としての身体経験にさかのぼって生体臓器移植を捉え直したこと、ドナーを親密な家族関係の中にある共応主体として位置づけることによって生体臓器移植の新たな一面を明らかにしたことは、学際的な研究領域である生命倫理学に哲学・倫理学が重要な貢献ができることを示した。

よって、審査委員一同は、本論文が博士（哲学）の学位を授与されるにふさわしいものであると判断するものである。

平成 31（2019）年 2 月 12 日

審査員一同